



2024年7月23日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 一 蔵
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 河 端 義 彦
(コード：6186 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 管 理 本 部 総 務 部 次 長 安 達 泰 之
(TEL：03-5297-5151)

訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、コンプロテック株式会社（以下、同社）に対して、フォトスタジオ建設に伴う「工事請負契約」債務不履行に基づく請負代金返還請求訴訟を提起することを決議し、本日付にて東京地方裁判所に提起いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟を提起した裁判所及び年月日

東京地方裁判所 2024年7月23日（火）

2. 訴訟を提起した相手

- ① 名称 コンプロテック株式会社
- ② 本店所在地 大阪府大阪市北区堂島2丁目3番2号
堂北ビルディング7階
- ③ 訴訟における代表者 古澤 彰憲

3. 訴訟の提起に至った経緯

当社は、2023年12月に同社を相手方とする「工事請負契約書」を締結し、同社に埼玉県さいたま市にオープン予定のフォトスタジオ建設を委託、同社との契約に基づき、前渡金として218百万円を支払い、フォトスタジオの建設工事が進んでおりました。

しかしながら、2024年5月、同社より本件工事を中断する旨の通知を受けました。

当社は、事態の打開に努めてまいりましたが、進展が見られないことから、今般、請負代金返還請求の提訴に至りました。

4. 訴えの内容

今回の訴訟では、当社の支払済み前渡金のうち未着工部分の返還を請求しており、その金額は合計で151百万円であります。

5. 今後の見通し

本訴に係る今後の経過につきましては、必要に応じて適時開示を行って参ります。

6. 業績に与える影響

当社の業績に与える影響につきましては、影響が判明した段階で速やかにお知らせいたします。

以 上